

## 兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」デザイン使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」(以下「マスコットまやタン」という。)を使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 この規程に関する事務は、兵庫県薬物乱用対策推進会議事務局の兵庫県健康福祉部健康局薬務課(以下「事務局」という。)が担う。

(マスコットまやタンに関する権利)

第3条 マスコットまやタンに関する著作権および商標権など全ての権利は、兵庫県薬物乱用対策推進会議に属する。

(使用目的)

第4条 マスコットまやタンの使用目的は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 薬物乱用防止に関する啓発活動
- (2) その他、兵庫県薬物乱用対策推進会議長(以下「議長」という。)が適当と認める活動

(使用承認の申請等)

第5条 マスコットまやタンを使用する場合には、あらかじめ「兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」使用承認申請書」(様式第1号)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 兵庫県薬物乱用対策推進会議の構成員及び幹事の機関が、第4条の目的でマスコットまやタンを改変(画像の拡大や縮小を除く)せずに使用するとき。
- (2) 放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関が、前条に係る報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) その他、議長が適当と認めるとき。

(使用の承認等)

第6条 前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットまやタンの使用を承認するものとする。

- (1) 兵庫県薬物乱用対策推進会議の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) マスコットまやタンを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 使用目的が、第4条に適合しないと認めるとき。
- (6) その他、議長がマスコットまやタンの使用について不適当と認めるとき。

2 前項により使用を承認したときは、「兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」使用承認通知書」(様式第2号)により申請者に通知する。

3 第1項による審査の結果、使用を認めないときは、「兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」使用不承認通知書」(様式第3号)により申請者に通知する。

(使用料)

第7条 マスコットまやタンの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 マスコットまやタンを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 物品等には「兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット まやタン」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で上記表記が難しい場合は、「まやタン」の表記をもって代えることができる。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用承認の取消し等)

第9条 マスコットまやタンの使用が、この規程及び承認の内容に違反していると認めるときは、使用承認を取消することができる。

- 2 前項の規定による取消し等は、その使用者に「兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」使用承認取消等通知書」(様式第4号)により通知する。
- 3 前項の規定により取消し等をされた使用者は、当該取消し等にかかる物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、マスコットまやタンの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、兵庫県薬物乱用対策推進会議はその責めを負わない。

- 2 マスコットまやタンの使用承認を受けた者が、マスコットまやタンの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、兵庫県薬物乱用対策推進会議は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、マスコットまやタンの取扱いについて必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月17日から施行する。